

# 審議会等の設置及び運営等に関する指針

## 1 目的

この指針は、審議会等の透明性・効率性を高め、開かれた市政の一層の推進に資するため、審議会等の適正な設置及び公正かつ円滑な運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 定義

この指針において「審議会等」とは次のとおりとする。

- ・ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により設置された審査会、審議会、調査会等の附属機関
- ・ 学識経験者や市民の意見を聴取し、市政に反映させることを主な目的として要綱に基づいて設置された委員会、懇談会等の附属機関に準ずる機関
- ・ 上記のうち次に該当するものは除く。
  - (1) 行政職員（関係行政機関の職員を含む。）のみを構成員とするもの
  - (2) 関係団体間（各種指導員、相談員等を含む。）との連絡調整、研修等を目的とするもの

## 3 設置

法律に設置義務があるものを除き、新たな審議会等の設置に当たっては、次によることとする。

- (1) 新たな審議・検討事項が生じた場合においても、可能な限り既存の審議会等の活用を図る
- (2) 新たな審議会等の設置が必要となった場合は、条例により設置する。やむを得ず要綱により設置する場合は、次の事項に留意して行う。
  - 5年を超えない範囲で時限を定め、時限の到来又は目的の達成等をもって、原則廃止する
  - 法律又は条例に基づく附属機関と誤解されないよう、「審査会」、「審議会」、「調査会」の名称は用いない

## 4 委員の定数

委員の定数は、20人以内を目途とする。審議の充実や迅速化を図るため、適正規模を検討し、委員の改選期等を目途に可能な限り縮減する。条例等でこれを超える定数を定めている場合は、順次定数の削減に努める。

## 5 廃止・統合の見直し

既存の審議会等については、その役割や必要性を十分検討し、次に該当するものは、廃止又は統合の見直しを検討する。

- (1) 目的が達成されたもの
- (2) 社会経済情勢等の変化により必要性が低下したもの
- (3) 活動が不活発なもの
- (4) 他の手段等で代替が可能なもの
- (5) 設置目的及び所掌事務が他の審議会等と重複又は類似しているもの
- (6) その他効率性等の理由により廃止又は統合が適当なもの

## 6 委員の選任

審議会等の委員選任に当たっては、次のことに配慮する。

- (1) 女性の参画を積極的に進める。  
「長野市男女共同参画基本計画」に基づき委員の40パーセントを目標とする。
- (2) 原則的に市民公募枠を設けて広く市民参画を呼びかける。  
「審議会委員公募要領(案)」を参考に担当課で公募要領を作成する。  
委員構成条項中の「市長が必要と認める者」を適用する。  
市民公募枠は、委員の20パーセント以上を目標とする。
- (3) 審議会等の委員の兼職は避け、やむを得ず兼職させる場合は、必要最小限とする。
- (4) 任期は、一期2年を目途に最長三期又は6年までとする。
- (5) 若年層その他幅広い年齢層からの参画を得るよう選任する。
- (6) 就任時に75歳を超えない範囲で選任する。ただし、特殊事情(著しい専門性及び高齢者問題等)のある場合は、この限りではない。
- (7) 市議会議員の選任は、法律及び条例に定めがある場合を除き行わない。
- (8) 学識経験者の選任は、偏ることのないよう広範な職域から行う。
- (9) 関係団体等からの選任は、当該団体の意向を踏まえ代表者等に特定せず広く構成員の中から推薦を受ける。
- (10) 市職員(非常勤職員含む)の任命は、法律及び条例に定めがある場合又はその他特別の事情がある場合を除き行わない。

## 7 会議の公開

「審議会等の会議の公開に関する指針」(平成13年4月1日適用)に基づき会議を公開し、審議会等の透明性の向上を図る。

## 8 その他

- (1) この指針は、平成19年4月1日から適用する。
- (2) この指針に定めるもののほか必要な事項は、行政改革推進局と協議の上定めるものとする。